

人材紹介の手数料

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	200,000円 手数料負担者は求人者とします。
求人受理後、求人求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 ・期間の定めのない雇用契約の紹介の場合 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金に支払われる賃金（内定や労働条件通つしよ等に記載されている額）の35%または80万円（いずれか高い方を採用する） ・期間の定めのある雇用契約の紹介の場合 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金に支払われる賃金（内定や労働条件通つしよ等に記載されている額）の35%または80万円（いずれか高い方を採用する） 手数料負担者は求人者とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】	成功報酬 ・期間の定めのない雇用契約の紹介の場合 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金に支払われる賃金（内定や労働条件通つしよ等に記載されている額）の35%または80万円（いずれか高い方を採用する） ・期間の定めのある雇用契約の紹介の場合 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金に支払われる賃金（内定や労働条件通つしよ等に記載されている額）の35%または80万円（いずれか高い方を採用する） 手数料負担者は求人者とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・散策	成功報酬 ・期間の定めのない雇用契約の紹介の場合 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金に支払われる賃金（内定や労働条件通つしよ等に記載されている額）の35%または80万円（いずれか高い方を採用する） ・期間の定めのある雇用契約の紹介の場合 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金に支払われる賃金（内定や労働条件通つしよ等に記載されている額）の35%または80万円（いずれか高い方を採用する） 手数料負担者は求人者とします。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 ・期間の定めのない雇用契約の紹介の場合 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金に支払われる賃金（内定や労働条件通つしよ等に記載されている額）の35%または80万円（いずれか高い方を採用する） ・期間の定めのある雇用契約の紹介の場合 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金に支払われる賃金（内定や労働条件通つしよ等に記載されている額）の35%または80万円（いずれか高い方を採用する） 手数料負担者は関係雇用主とします。

株式会社イーバス
東京都豊島区西池袋一丁目11番1号
メトロポリタンプラザビル14階
許可番号 13-ユ-307579